

1 改訂の目的

- 令和7年7月並びに令和8年3月の「東京都福祉のまちづくり条例施行規則」の改正及び令和7年5月の「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」の改訂に伴い、施設整備マニュアルを改訂する。

2 主な変更点

(1) 「東京都福祉のまちづくり条例施行規則」の改正に伴うもの(令和7年7月)

- 便所(トイレ)に係るバリアフリー基準の見直し
⇒ 原則、建築物の階ごと(各階)に1以上、車椅子使用者用便房を設ける。
床面積の合計が1,000㎡に達する毎に、1箇所以上設置
- 駐車場に係るバリアフリー基準の見直し
⇒ 駐車施設の数に応じ、一定数以上の車椅子使用者用駐車施設を設ける。
駐車施設の数が200 以下の場合:当該駐車施設の数の2%以上、200 超 の場合:1%+2以上
- 劇場等の客席に係るバリアフリー基準の見直し

(2) 「東京都福祉のまちづくり条例施行規則」の改正に伴うもの(令和8年3月)

- 観覧席・客席に設ける「車椅子使用者用部分」の設置数等の基準の見直し

(3) 「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」の改訂に伴うもの(国土交通省、令和7年5月)

3 今後のスケジュール

- 令和8年9月にホームページに公表(予定)